

# 復興支援情報

## 震災に係る固定資産税・都市計画税の特例

### 【被災住宅用地の特例】

東日本大震災により滅失・損壊した住宅の敷地（被災住宅用地）で、要件をすべて満たす場合は、申告により住宅用地の特例（※1）が適用され、該当する土地の課税標準額が減額になります。

なお、現在、同一敷地内に住宅を建て替え中の場合は、従来通り住宅用地の特例が適用されますので、申告の必要はありません。

■特例適用年度  
平成二十四年度から平成

### ※1 被災住宅用地の特例

住宅用の建物がある敷地は、納税者の税負担を軽減する目的で、面積の広さにより小規模住宅用地と一般住宅用地に分けて課税標準額の特例措置が適用されます。

#### ◆小規模住宅用地

200㎡以下の住宅用地（200㎡を超える場合は住宅1戸あたり200㎡までの部分）

#### ◆一般住宅用地

小規模住宅用地以外の住宅用地【300㎡の住宅用地（一戸建住宅の敷地）であれば、200㎡が小規模住宅用地で残りの100㎡が一般住宅用地】

課税標準額		
固定資産税	小規模住宅用地	価格の1/6
	一般住宅用地	価格の1/3
都市計画税	小規模住宅用地	価格の1/3
	一般住宅用地	価格の2/3

三十三年度までの各年度

した人  
（3）または（2）の相続人、三親等以内の親族、合併法人など

■要件  
1 東日本大震災により滅失または損壊した家屋の敷地に使用されていたこと

2 平成二十三年度に住宅用地の特例を受けていたこと

3 現在、家屋または構築物の敷地として使用されていないこと（さら地）

4 駐車場、資材置き場など、住宅用地以外の用途で使用されていない未利用の土地であること

5 次のいずれかの人が所有していること  
（1）平成二十三年一月一日時点での当該被災住宅用地の所有者

（2）平成二十三年一月二日から同年三月十日の間に被災住宅用地を取得

1 印鑑  
2 被災証明書または被災証明書の写し

3 建物を解体したことが分かる書類（契約書、領収書などの写し）

4 納税義務者が被災住宅用地の平成二十三年三月十一日以降の所有者であるときは、前所有者との関係を証する書類（戸籍などの写し）

5 被災住宅用地が平成二十三年三月十一日以降に分筆または合筆されているときは、平成二十四年度または平成二十五年度の賦課期日の使用状況が分かる書類

### ■申告期限

平成二十六年度分は平成二十六年一月三十一日（金）  
それ以降の年度分は毎年一月三十一日

### 【被災代替住宅用地の特例】

被災住宅用地の所有者などが、当該被災住宅用地に代わる土地（被災代替住宅

## 木造住宅耐震改修促進事業

木造住宅耐震改修に係る各事業は、十一月で受け付けを終了します。詳しくは、お問い合わせください。

### 1 木造住宅耐震診断助成

市が耐震診断士を派遣し、自宅の診断を行います。

### 2 木造住宅耐震改修工事助成

1の診断を受け、自宅の改修をする人が対象です。

### 3 危険ブロック塀等除去

倒壊などの恐れのあるブロック塀などの除去費用の一部を助成します。

### ■申請期限

十一月二十九日金

※申し込み状況によっては、期限前に受け付けを締め切る場合があります。

### ☎ 建築住宅課建築指導係

☎ 23 8057



イメージ

## 震災復興空き店舗対策事業

### ■対象者

市が指定する各地域の商店街に所在し、商業活動を休止してから一カ月以上経過した空き店舗を賃借して出店する個人または法人  
※ただし、すでに店舗している店舗、事業所などの借り換えは対象外

### ■補助要件

次の1〜6すべての要件を満たすこと

1 市税の未納がないこと

2 空き店舗の入口が歩道または道路に直接、接している一階店舗

3 次に掲げる店舗または施設として活用されるもの  
（1）小売業、飲食業またはサービス業に供する店舗

（2）観光交流施設、観光物産施設、研修施設、保育サービス施設、地域休憩所その他地域貢献を目的とする施設

4 週四日以上営業することとし、おおむね正午以前に開店し、十八時以降に閉店するもの

5 開業後三年以上継続して営業するもの  
6 古川商工会議所、大崎商工会、玉造商工会、商店街振興組合などの推薦を受けられるもの

### ■申請期限

平成二十六年三月三十一日（月）まで

### ☎ 商工振興課商工振興係

☎ 23 7091

## 主な放射能測定結果

※水道水と主な農産物の測定結果の不検出とは、放射性物質の濃度が検出下限値未満の状態を表し、不検出下の（ ）の値は、その検出下限値を示しています。

### 給食食材の測定結果（単位：ベクレル/kg）

☎ 教育委員会教育総務課 ☎ 72-5032  
☎ 子育て支援課保育所係 ☎ 23-6045

区分	検体提出日（給食提供日）	品目（献立）	産地（給食提出学校名）	放射性セシウム Cs-134 と Cs-137	
				測定値	基準値
学校	10月8日	牛乳・ツイストパン・鶏肉の照り焼き・海藻サラダ・秋野菜のクリームシチュー	川渡小学校	不検出（1.7未満）	—
	10月8日	牛乳・ごはん・かつおのかりんと揚げ・うの花炒り・豚汁・みかん	古川北中学校	不検出（1.0未満）	—
保育所	10月8日	サバのみそ煮・ほうれん草のお浸し・のっぺい汁・オレンジ	池月保育所	不検出（1.3未満）	—

### 空間放射線量の測定結果（単位：マイクロシーベルト/h）

☎ 防災安全課放射能対策室 ☎ 23-5144

測定日	測定場所	測定値	
		地表面から1m	地表面から0.5m
10月15日	市役所第2駐車場	0.05	0.05
	松山総合支所	0.06	0.05
	三本木総合支所	0.07	0.07
	鹿島台総合支所	0.07	0.07
	岩出山総合支所	0.08	0.08
	鳴子総合支所	0.06	0.06
	田尻総合支所	0.08	0.09

### 水道水の測定結果（単位：ベクレル/kg）

☎ 水道部施設課水質係 ☎ 24-1164

採取日	採取場所	放射性ヨウ素	放射性セシウム	
			Cs-134	Cs-137
10月11日	大崎広域水道麓山浄水場（加美町）	不検出（0.3未満）	不検出（0.3未満）	不検出（0.3未満）
10月7日		不検出（0.3未満）	不検出（0.3未満）	不検出（0.3未満）

### 東日本大震災で滅失・損壊した住宅の敷地、家屋または償却資産の所有者

平成28年3月31日まで

当該償却資産に代わる償却資産を被災地域で取得または改良した場合

被災代替償却資産の特例

平成33年3月31日まで

当該被災家屋に代わる家屋を取得した場合

被災代替家屋の特例

平成23年度に住宅用地の特例を受けていた

当該被災住宅用地に代わる土地を取得した場合

被災代替住宅用地の特例

さら地であり、住宅用地以外の用途で使用されていない未利用の土地の場合

被災住宅用地の特例